



市民後見ひょうご
SINCE 2009

2022年度（第14期）事業計画書

<2022年4月1日～2023年3月31日>



グッドガバナンス認証
2021G(O)0038

特定非営利活動法人 市民後見ひょうご

1. 活動の目的と方針 並びに活動理念

(1) 活動目的

当法人は、高齢者・障害者等に対して、生活見守り、権利擁護及び成年後見制度に関する相談及び支援等の事業を行い、各地域の市民後見人や成年後見を事業とする法人と連携することによって、安心かつ安全に暮らせる地域社会の実現に寄与することを活動目的とする。

(2) 活動方針

当法人の人材、知見、技能等を考慮して現状サービスの質量の向上を図り、地域との連携や専門職、行政機関との連携を模索・強化しつつ、高齢者・障害者等の総合サービス支援の相談窓口として地域住民に知名度の浸透を図り、併せてノウハウの習得と相談・支援対象範囲の拡大を図る。

(3) 活動理念

ノーマライゼーション※の理念に沿って、高齢者・障害者等の自立と社会参加の促進に取組み、本人にふさわしい住み慣れた地域又は望ましい施設等での生活を実現するため、以下の立ち位置で支援する。

※ 注) 厚生労働省の定義に拠れば、ノーマライゼーションとは高齢者・障害者等の社会的弱者を特別視することなく、誰もが社会の一員であると捉える考え方。

- ・ 自己決定の尊重

本人の意思決定の能力に応じて具体的な選択肢を提示して決定を支援する。

- ・ 身上保護（身上監護）の重視

財産管理に偏ることなく、本人の生活の質や心のケア及び心身の健康保持を重視して支援する。

- ・ 本人中心主義

本人の存在・生活・立ち位置から課題や問題を考えて支援する。

2. 事業の実施計画

当法人は、前記 1. (1) の活動目的を達成するため、2022 年度は次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 成年後見制度の普及啓発及び講座開催等に関する事業
- (2) 生活見守り、権利擁護及び成年後見等に関する相談援助に関する事業
- (3) 福祉サービス利用援助事業
- (4) 任意後見契約に関する事業
- (5) 法定後見受任に関する事業
- (6) 認知症高齢者及び障害者等に係る生活見守り、権利擁護、成年後見制度及び地域福祉に関する調査研究等の事業

2022 年度の特定非営利活動に係る事業計画 ※1 注) 被支援者計画人数は 2021 年度実績+追加分

事業名	事業内容	事業担当者 の計画 人数	被支援者対 象範囲と計 画人数※1	支出見 込み額 (千円)
(1) 成年後見制度の普及啓発及び講座開催等に関する事業	① 出前講座・説明会の実施 ② 近隣社会福祉施設等への訪問説明	2~3 人/回	一般市民	150
(2) 生活見守り、権利擁護及び成年後見等に関する相談援助に関する事業	① 個別相談の実施 ② 成年後見活動を行う N P O 法人や介護サービス事業者との連携	2~ 3 人	一般市民	40
(3) 福祉サービス利用援助事業	① 見守契約等に基づく支援・援助等の活動 ② 見守契約の個別事項として買い物同行支援や医療機関等への通院介助支援等	2~ 3 人	被支援者 2+1=3 人	120
(4) 任意後見契約に関する事業	① 任意後見人候補者としての支援活動	2~ 3 人	被支援者 1+1=2 人	30
(5) 法定後見受任に関する事業	① 成年後見人等（後見・保佐・補助）としての活動	10~ 15 人	被支援者 13+2=15 人	1, 500
(6) 認知症高齢者及び障害者に係る生活見守り、権利擁護、成年後見制度及び地域福祉に関する調査研究等の事業	① 「全日本市民後見推進協議会」※2 の 2022 年度活動計画に参画して、厚労省の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」※3 の実施動向を調査研究する。	2~ 3 人	—	10

※2 注) 2021 年 4 月 1 日付けで首都圏 14 団体 + 首都圏以外 15 団体 = 計 29 団体で発足。

当法人は、2021 年 4 月 19 日に開催された kick-off Zoom 会議 <首都圏以外の参加団体 8/15 団体と中田会長（首都圏／さいたま）の計 9 団体が出席> から参加。

※3 注) 添付の厚労省資料 (P.15) 参照。

3. 事業の実施と組織運営に於ける重視事項

(1) 会議体の活用に拠る意志決定経過の透明化と情報共有

ア. 理事会（毎月開催／議事抄録は当法人の掲示板に掲載）

イ. 支援部会議（毎月開催）

ウ. 監事会（毎月開催）

エ. 受任意志決定審査会（必要に応じ開催）

オ. 規程検討委員会（必要に応じ開催）

カ. 「当会の今後の在り方検討会（仮称）」を新設（必要に応じ開催）

当法人の理事・監事・支援員・事務局員の全ての活動会員が一同に会して、差し迫った当面の課題「中長期的に安定した福祉サービスが行なえる組織であること」に係る各自の意見や要望を出し合い、より具体的で定量的な対策の立案を図ることを目的として、4月13日にkick-off検討会を開催。

(2) ガバナンス体制の維持（JCNE グッドガバナンス認証レベルの維持・活用）

2021年7月27日開催の<JCNE: Japan Center for NPO Evaluation／一般財団法人非営利組織評価センター>のグッドガバナンス認証審査委員会（第3者委員会）に於いて審議され、8月2日付で認証された当法人のガバナンス体制の維持・活用。

(3) 新規会員の掘り起こし

- ・ 様々な社会経験を持つ人材の確保
- ・ 地域内の眠れる人材への情報発信

(4) 外部協働者（専門職、専門組織、他のNPO等）とのネットワークづくり

- ・ 当法人が取組むサービスに応じた外部協働者の選択
- ・ 外部協働者が有するノウハウの共有

(5) 活動情報の外部発信力の向上

- ・ 神戸市「みんなの掲示板」（市内主要駅近隣に設置）への情報掲示
- ・ 当法人のWeb掲示板（日本財団CANPAN）への情報掲示
- ・ 内閣府NPO法人情報ポータルへの情報掲示

等々

第一期計画の課題と第二期計画における対応について

第一期計画における課題

(平成29年度～令和3年度)

○ 成年後見制度とその運用について

- ・ 後見人等が選任されると、判断能力が回復しない限り、預貯金の解約等の課題解決後も成年後見制度の利用が継続して、本人のニーズ変化に対応できないこと（制度があまり利用されない）
- ・ 後見人等が本人の意思を尊重しない場合があること ※親族 20%
親族以外80%（うち弁護士26%、司法書士38%）

○ 後見人の報酬について

- ・ 後見人等の専門性や事務の内容に見合った報酬額の決定が必ずしもされること
- ・ 市町村により報酬助成事業の実施状況が異なること

○ 地域連携ネットワークづくりについて

- ・ 小規模市町村を中心に、本人の権利擁護支援を適切に行う地域連携ネットワーク（行政・福祉・法律専門職・家庭裁判所の連携のしくみ）の整備が進んでいないこと
- ・ 高齢者の増加に伴う制度の利用ニーズ増に対応するための担い手確保

第二期計画における対応

(令和4年度～8年度)

○ 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実

- ・ 成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討を実施
- ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討を実施（民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すため方策の検討。検討を踏まえ福祉制度・事業の見直しを検討）

○ 成年後見制度の運用の改善

- ・ 家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現。都道府県による意思決定支援研修の実施。

○ 後見人への適切な報酬の付与

- ・ 最高裁・家庭裁判所で適切な後見人報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討
- ・ 成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討

○ 地域連携ネットワークづくりの推進

- ・ 都道府県の機能強化（都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等）により地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備（整備率はR2.10月：15%、R3年度末見込み：44%）
- ・ 地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で基本計画を早期に策定（策定率はR2.10月：16%、R3年度末59%）
- ・ 市民後見人や法人後見の担い手の育成（都道府県が育成方針策定）※担い手の支援は地域連携ネットワークで実施